

# 公共工事契約保証の保証期間変更 に関する覚書

平戸市（以下「甲」という）と、西日本建設業保証株式会社（以下「乙」という）は、公共工事契約保証の保証期間変更に関し、下記のとおり取扱うこととします。

第1条 請負契約の変更により工期が変更されるときは、保証期間も同様に変更されるものとします。

第2条 保証契約者がその責に帰すべき事由により、工期内に工事を完成することができない場合で、請負契約の変更を行わずに、工期経過後相当期間内に工事を完成させようとするときは、甲は乙に対し、工事完成見込期日を通知するものとします。

2 甲は、前項の通知を保証契約者を通じて行うことができるものとします。

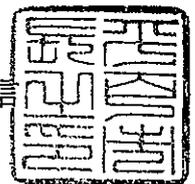
3 乙が前二項の通知を受けたときは、保証期間の末日は、当該工事完成見込期日に変更されるものとします。

第3条 前二条において、乙は原則として保証期間の変更手続が終了したことを証する文書を発行しないものとします。ただし、甲が必要とするときはこの限りではありません。

平成9年4月1日

(甲)

平戸市  
市長 白浜 信



(乙)

西日本建設業保証株式会社  
長崎支店長 佐藤哲也

